

令和7年度第2回茂原市総合教育会議日程

日時：令和8年3月24日（火）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- 1．茂原市教育施策の大綱の策定について
- 2．教員の働き方改革について
- 3．茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）について
- 4．総合教育会議の運営にかかる事務分担について

4 その他

5 閉会宣言

茂原市教育施策の大綱

ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って
未来を主体的に生きる人づくり



令和8年4月
茂原市

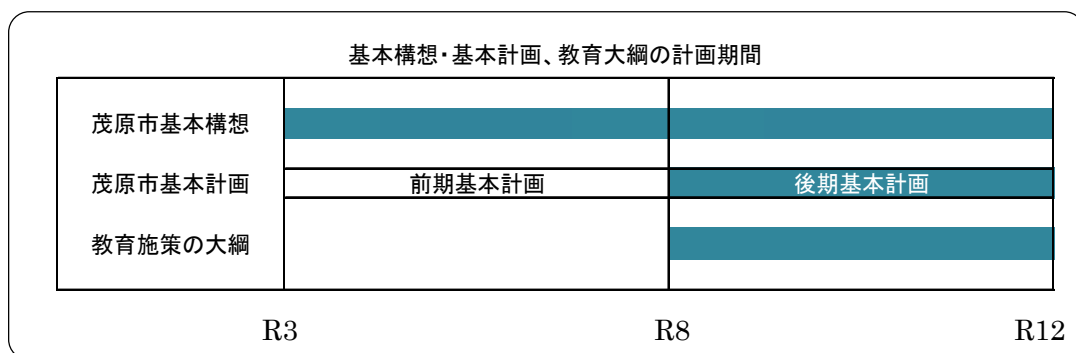
1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項には「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。

教育施策の推進にあたっては、市長と教育委員会とが協力し取り組んでまいります。

2 大綱の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



3 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ

茂原市基本構想においては、「人が育ち文化と歴史がとけあうまち」を教育の基本テーマとして設定し、この基本構想に基づき、前・後期各5年を計画期間とする基本計画により各種施策の展開を図ってまいります。

茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、人づくりを中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、今後5年間における重点施策の教育方針を定めたものです。

4 教育方針及び各種施策の方向性

本市の大綱の中では、3つの教育方針とそれに基づく各種施策の方向性を次のとおり定めます。

（１）学びの質の向上

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせられるように、教育環境の整備を進めます。

（２）安全安心な教育環境の整備

老朽化の進んでいる学校施設については、学校施設の整備方針に基づき危険性及び緊急性を十分勘案した上で、施設等の安全性を図るとともに、適正な管理に努め、通学路についても関係機関との連携により安全の確保を図ります。

（３）指導力に優れ、信頼される教員の育成

子供たち一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばせるように、教員のキャリアステージに応じた参加型の研修やＩＣＴを活用するための研修による教員の資質向上と、地域の特色を理解し地域社会で信頼される、熱意ある教員の育成を図ります。

（４）働きやすい職場環境の整備

教員が健康でやりがいをもって子供たちと向き合える環境を整備するために、校務の効率化に係るＤＸの推進や教員をサポートする人材の配置などにより、ワークライフバランスの調和を進めます。

（５）多様なニーズへの対応と支援体制の再構築

様々な課題を抱える不登校児童生徒などの教育ニーズに対応するため、校内教育支援センターを充実させるとともに、校外教育支援センターや民間の不登校支援施設、ＩＣＴの利活用など学校以外の場での支援体制の再構築を図ります。また、専門員や専門機関と連携した相談・支援体制により、心のケアや環境改善に取り組みます。

（６）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を組織的かつ計画的に推進します。

また、子供の生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。

（１）豊かな心の育成

幼児期からの体験や気づきを大切にしながら、生きる力の基礎を育む幼児教育を充実させることにより、小学校教育への円滑な接続を進めます。また、子供たち一人一人が、様々な体験や人間関係を通して、道徳的な判断力や心情、態度、実践意欲を培うための道徳教育を推進します。

（２）郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置付け、その中で、地域の自然や歴史、文化、産業等について主体的かつ計画的に学ぶことにより、郷土を愛する心を育成します。

（３）国際教育の推進と外国語教育の充実

グローバル化に対応できる児童生徒を育成するため、異文化に触れる機会を創出するとともに、ＩＣＴなども活用しながら、外国語を使ったコミュニケーションを楽しみ、自分の考えなどを主体的に発信し行動できる能力を醸成します。

（４）情報活用能力の育成

情報化が急速に進展する社会において、情報を主体的に収集し、分析・判断する能力の育成を図るとともに、授業の効率化や家庭学習活動の向上を目指し、ＩＣＴの利活用を推進します。

（５）読書活動の推進

全ての子供たちが読書に親しみながら成長していけるように、家庭と学校が連携して、読書の楽しさを伝え、学校においては、学校司書等が中心となり効果的な学校図書館運営を行うとともに、市立図書館と協力し読書活動の推進に努めます。

（１）生涯学び続けられる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、市民の知識・技術の習得をサポートできるように、多様な主体との連携・協働を推進します。

また、その成果等を実感できる場を設けることで、生涯を通じて学べる環境の整備に努めます。

（２）家庭・地域全体で子供を育む環境づくり

子供たちの社会性や自主性を育む多様な活動を支援するとともに、人間形成の基礎を担う家庭の教育力向上を図ります。

また、家庭、地域及び青少年指導センター等の関係機関との連携・協働を強化することで、子供たちの健全育成を推進します。

（３）学校との連携・協働の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組むことにより、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む体制の構築に努めます。

（４）文化芸術の振興と伝統文化の維持継承

誰もが優れた文化芸術に触れられる機会を提供し、文化芸術活動の充実を図ります。

また、文化財を保護・保存や展示するとともに、地域の伝統文化の振興と学習機会を提供することにより、郷土への理解と誇りを持つ人材を育成します。

（５）スポーツ環境の充実とスポーツ・レクリエーションの推進

様々な年齢層がスポーツに親しむことができるように施設環境を整え、身近な場所でも日常的にスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

また、『市民 ひとり 1 スポーツ』を目標とし、誰もが健康で活力ある生活が送れるように、年齢や体力等に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供に努めます。

用語解説

- **I C T（アイシーティー）**
インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略で、日本語では「情報通信技術」と訳す。学校における活用例としては、インターネットのほか動画や音声のデジタル教材、学習アプリ等が挙げられる。
- **学校司書**
学校図書館の整備・運営、利用促進、教員と協力して読書活動の支援等を行う職員。
- **規範意識**
法律や社会の決まりを理解し、守ろうとする気持ち。
- **キャリアステージ**
学級担任や学年主任など、個人の経験によって役割が変化するそれぞれの段階。
- **グローバル化**
経済活動や人々の行動が世界的な規模や視野で行われること。
- **校外教育支援センター**
不登校等の児童生徒を対象に、社会的自立を目指して様々な支援を行うことを目的とするフレンドルーム茂原（豊田教室、五郷教室）のこと。
- **校内教育支援センター**
様々な事情により教室に入ることができない児童生徒のための、学校内に設置された居場所（部屋）のこと。
- **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
学校と共に子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるために、保護者や地域住民が、一定の権限と責任を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する仕組み（学校運営協議会制度）を導入した学校のこと。
- **専門員**
スクールカウンセラー（児童・生徒へのカウンセリングや、保護者及び教職員に対する助言、援助などを行う者）やスクールソーシャルワーカー（社会的、経済的、家庭環境などの様々な課題を抱える児童・生徒に対して、福祉的な知識・技術により支援を行う者）等を指す。
- **D X（ディーエックス）**
デジタル トランスフォーメーションの略で、デジタル技術を活用して業務改革を進めること。学校においては、児童・生徒の出席確認やテスト採点の効率化、学習内容や成績をデータ化すること等を指す。
- **不登校支援施設**
フリースクールなど、児童・生徒の学校への復帰や社会的自立を目指して様々な支援を行う施設のこと。

教員の働き方改革について

**茂原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)**

令和 8 年 4 月

茂原市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和7年6月改正の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」及び国の指針に即して、茂原市教育委員会（以下「市教育委員会」）が服務を監督する教育職員（本市においては、市立小・中学校教職員をいう）に対し、勤務状況を把握し、その状況を踏まえた上、業務量の適正化や心身の健康を保つことのできる環境を整えるために行うものである。

茂原市教育施策の大綱において「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標として掲げ、その実現のためには、教育職員が豊かな人間性や使命感、確かな授業力をもって子どもたちと向き合うことが不可欠である。すべての教育職員が心身ともに健康な状態で教育活動に臨むためにも、国の指針に基づき、教育職員の業務量の管理し、業務分担の見直しや適正化を図り、必要な環境を整備することを目的として、本計画を策定する。

(2) 本市の現状と課題

令和7年度の本市における学校職員の時間外在校等時間の状況は下記のとおりであった。

	月平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	32 時間 25 分	19.2%	0.0%
中学校	50 時間 05 分	32.4%	21.6%

時間外在校等時間は、小学校では約5人に1人、中学校においてもおよそ3分の1の教育職員が45時間を超える状況にあり、中学校では、80時間を超える教育職員が2割を超えている。特に教頭は、月45時間を上回る割合が小学校で83.3%、中学校で66.7%と多忙を極める。管理職を除いた教育職員においても中学校では約4人に1人が80時間を超える状況にある。こうした実態の主な要因として、保護者への対応、生徒指導案件における対応、部活動指導、授業や行事等の準備等が挙げられる。

こうした現状を踏まえ、市教育委員会として働き方改革の推進を積極的に各学校に促し、教育職員の業務負担軽減を主導することで、教育活動の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であると認識する。

2 目標

本計画において達成する目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%とする。
- ② 1 年間ににおける 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

令和 6 年度の年次有給休暇の年間平均取得日数が約 15 日である現状や、心身の健康を崩して療養休暇等を取得する教育職員が増加している傾向を踏まえ、以下のような目標を設定した。

- ① 年次有給休暇の年間平均取得日数を 16 日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける「ストレス強」の者の割合を 5%以下とする。
- ③ 教育職員アンケートにおける働きがいに関する肯定的な回答の割合を 80%以上とする。

これ以外に、教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

本計画の期間を以下のとおりとする。

令和 8 年度から令和 11 年度の 4 年間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市における本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減を図る。

○部活動

- ・令和9年度までに、休日の部活動の地域展開を実現するとともに、平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。

○学校施設・設備の管理

- ・茂原市公共施設包括管理業務により、教育職員の施設・設備の管理業務の負担を軽減する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能を活用し、授業準備や成績管理、通知表や要録作成などの事務作業の軽減を図る。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育事務所の生徒指導担当指導主事等の専門的な知見を活用し、適切な役割分担のもと、関係機関との連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 子どもたちと向き合う時間を確保するため教育課程を見直し、1日5時間授業の日を多く設定することを推奨する。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- 学校行事を行うにあたり、そのねらいと効果を十分に考えた上で内容を精選し、準備にかかる時間の縮減を積極的に図っていく。
- 勤務時間外の電話対応は、原則、留守番電話機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 長期休業中における時差出勤、変形労働時間制の活用など、柔軟な働き方について周知し、推奨する。また、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 終業から始業まで 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保を推進する。
- 夏季休業中に 5 日、冬季休業中に 2 日の学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）について（概要説明資料）

1. 基本計画【第二期】の策定スケジュール

令和 6 年 9 月 学校再編審議会に諮問
 令和 7 年 8 月 学校再編審議会から答申
 令和 7 年 10～11 月 タウンミーティングの開催
 令和 8 年 2 月 基本計画【第二期】（案）の決定
 令和 8 年 3 月 総合教育会議 ←
 令和 8 年 6 月 パブリックコメントの実施
 令和 8 年 8 月 基本計画【第二期】の策定

現在地点

2. 学校再編計画の体系とこれまでの取組

	H29	R3	R8	R17
基本計画 (基本的な考え方)	学校再編基本計画 H29～R7 年度 (9 年間)		学校再編基本計画【第二期】 R8～R17 年度 (10 年間)	
実施計画 (統合校の組み合わせ)	第一次実施計画 H29～R2 年度 (4 年間)		西陵中と富士見中 (済) 二宮小と緑ヶ丘小 (済)	
	第二次実施計画 R3～R7 年度 (5 年間)		本納小と新治小 (済) 南中と早野中 (済) 本納小と豊岡小 (未)	

平成 27 年 3 月 「茂原市立小中学校の適正規模」を決定
 平成 29 年 3 月 「茂原市学校再編基本計画」を策定
 平成 30 年 3 月 「茂原市学校再編第一次実施計画」を策定
 令和 2 年 4 月 西陵中学校と富士見中学校を統合
 令和 3 年 4 月 二宮小学校と緑ヶ丘小学校を統合
 令和 3 年 9 月 本納小学校を本納中学校敷地内に移転
 令和 4 年 1 月 「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定
 令和 5 年 4 月 本納小学校と新治小学校を統合
 令和 8 年 4 月 南中学校と早野中学校を統合

【小学校】14 校 ⇒ 12 校 【中学校】7 校 ⇒ 5 校

一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を作り上げる力の育成や、多様な考え方に触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保することができました。

3. 計画策定の趣旨

令和7年度をもって基本計画の計画期間が満了しますが、少子化等の影響により、本市の児童生徒数は今後も減少が続き、多くの小中学校で小規模化が進むことが見込まれています。

小学校	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
東郷小	458	363	383	376	355
豊田小	286	280	281	279	272
茂原小	313	277	278	278	279
西小	208	176	139	128	114
五郷小	264	179	185	166	149
鶴枝小	167	118	82	68	52
萩原小	575	543	532	537	533
中の島小	328	325	284	276	270
本納小	168	本納小 155	127	115	95
新治小	37				
豊岡小	188	108	86	80	68
東部小	566	549	474	480	460
二宮小	114	二宮小 182	181	172	158
緑ヶ丘小	154				
計	3826	3255	3031	2956	2805

中学校	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
東中	388	402	290	271	236
富士見中	富士見中 392	375	324	305	281
西陵中					
茂原中	384	404	403	385	374
南中	441	414	南中 555	547	509
早野中	177	129			
本納中	219	194	126	123	102
計	2001	1918	1697	1632	1503

※R2、R7 は実績。R12 以降はコーホート変化率法による推計。

現代の学校教育に求められる教育環境を確保するため、学校規模の適正化・適正配置の取組を継続していく必要があります。

4. 学校再編を検討する時期

(1) これまでの基本計画

これまでの基本計画では、「茂原市立小中学校の適正規模」を学校再編の“指標”としていました。今後もこれまでと同様に適正規模を“指標”として学校再編の取組を進めた場合には、学校が存在しない地域が広くなり、通学距離が遠くなるなど、学校の統廃合に伴って生じる課題が大きくなることが考えられます。

【適正規模】

小学校	12 学級以上 18 学級以下（1 学年 2～3 学級）
中学校	9 学級以上 18 学級以下（1 学年 3～6 学級）

【適正規模を満たさない学校】

	令和 7 年度	令和 13 年度（推計）
小学校（12 校）	6 校	10 校
中学校（6 校）	2 校	1 校

※住民基本台帳による推計。

豊岡小、鶴枝小、本納小、五郷小
西小、二宮小、豊田小、茂原小
中の島小、東郷小

本納中

◎これまでも、学校再編の議論は住民の関心が高いところであり、学校再編の取組は、対話や丁寧な議論など、過程を大切に進める必要があります。

(2) 基本計画【第二期】

◎現代の学校教育に求められるもの

以前の学校教育では、効率的に知識・技能を身に付けさせるために一斉授業を中心とした教育が行われてきました。

現代では、グローバル化や情報化などの社会情勢の変化により、知識・技能を習得することのみを学びのゴールとするのではなく、身に付けた知識・技能を状況に応じて活用し、他者と協働して問題解決にあたる資質・能力が求められています。

一人一人の児童生徒に多くの知識・技能を確実に身に付けさせる上では、教員の目がゆきとどく少人数の中で、きめ細かな指導を行うことが適していますが、現代の学校教育では、これだけでは不十分で、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」といった育成すべき資質・能力の三つの柱をバランスよく身に付けることが必要とされています。

そのためには、グループ学習や探究学習・体験活動などの学習形態によって、多様なものの見方・考え方に触れる、協働的な学びを実践できる教育環境が必要となります。

基本計画【第二期】においては、多様な他者との協働的な学びの中で資質・能力を身に付けることができるような教育環境の整備が重要になっていることから、充実した学びが展開できる学校規模に着目し、“新たな指標”として「許容できる学校規模の下限（許容規模）」を設定することにしました。

なお、「茂原市立小中学校の適正規模」については、望ましい学校規模として捉えています。

【許容できる学校規模の下限（許容規模）】

小学校	各学年 1 学級で、1 学級 15 人程度（全校児童 90 人程度）
中学校	各学年 2 学級 かつ 全教科で教員を配置できる規模を目安とする

【許容規模を満たさない学校】

	令和 7 年度	令和 13 年度（推計）
小学校（12 校）	0 校	2 校
中学校（6 校）	2 校	1 校

※住民基本台帳による推計。

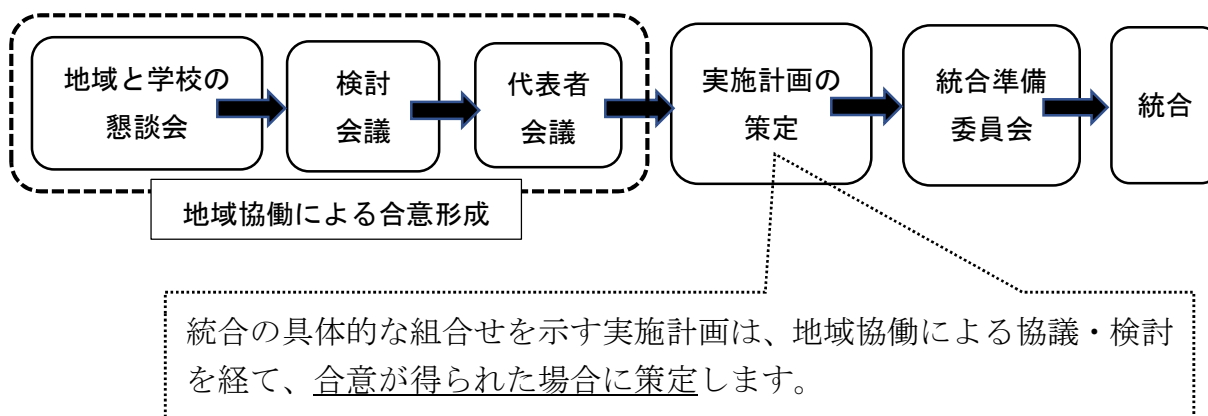
豊岡小、鶴枝小

本納中

5. 地域協働を導入した学校再編

近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題や地域の状況やニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

このような状況下において、課題の解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを学校と地域が共有し、平常時から懇談を行う中で、全ての関係者が我が事として、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築していきます。



★豊岡小学校について

基本計画に合わせて、第二次実施計画も計画期間が満了となります。本計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」については、これまで保護者や地域住民等との話し合い等を行ってきましたが、統合期日を決定するには至っておりません。

そのような中、豊岡小学校は、ここ数年で急速な小規模化が進んでおり、令和13年度には複式学級が生じる可能性があるなど、更なる小規模化が見込まれています。過度な小規模化は教育上の課題が極めて大きく、望ましい教育環境ではありません。

豊岡小	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1年	18	12	16	16	13	12	12	10	8	8
2年	16	19	13	17	16	13	12	12	10	8
3年	30	15	20	12	17	16	13	12	12	10
4年	29	30	15	20	12	17	16	13	12	12
5年	38	28	29	15	20	12	17	16	13	12
6年	24	37	28	28	15	20	12	17	16	13
全校	155	141	121	108	93	90	82	80	71	63

※R4～R7は実績。

R8以降は住民基本台帳による推計。

許容規模

複式学級が生じる可能性あり

このことを踏まえ、令和7年12月に開催した「豊岡小PTA及び豊岡地区自治会長連合会の役員との話し合い」において、本納小学校と豊岡小学校の統合に関する話し合いを継続していく必要があるとの共通認識が持たれました。

これを受け、市教育委員会では、令和8年1月27日開催の令和8年教育委員会会議1月定例会において、子供たちの充実した学びを展開できる教育環境を確保するため、計画期間満了後においても、引き続き、両校の統合に向けた取組を継続していくことを決定しました。

総合教育会議の運営に係る事務分担について（案）

1. 会議日程の調整

- ①会議日時の決定 【教育総務課】
- ②市長・教育長レクの日程調整..... 【教育総務課】
- ③開催日時をウェブページで公開..... 【教育総務課】

2. 議題の決定

- ①市長部局からの議題提案 【 総務課 】
- ②教育部局からの議題提案 【教育総務課】
- ③議題調整..... 【総務課及び教育総務課】

3. 出席者の選定

- ①市長部局からの選定..... 【 総務課 】
- ②教育部局からの選定 【教育総務課】
- ③開催通知..... 【 総務課 】

4. 資料準備

- ①市長部局からの議題・資料作成..... 【 総務課 】
- ②教育部局からの議題・資料作成..... 【教育総務課】
- ③議題・資料印刷..... 【教育総務課】
- ④レク用資料作成..... 【総務課及び教育総務課】
- ⑤市長あいさつ作成..... 【 総務課 】
- ⑥会議進行文の作成..... 【 総務課 】
- ⑦出席者への会議資料配布..... 【教育総務課】
- ⑧市長・教育長レク..... 【総務課及び教育総務課】

5. 会場設営..... 【教育総務課】

6. 会議当日

- ①傍聴人の受付..... 【教育総務課】
- ②会議進行..... 【 総務課 】

7. 公表

- ①会議録作成..... 【教育総務課】
- ②ウェブページ公開..... 【教育総務課】